

07 財務省(構造改革特区21次検討要請回答).xls

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の 分類	措置の 内容	各府庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案 事項 管理 番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係 府庁
070010	水産物積載船限定の開港指定港の認定	関税法第2条、第15条、 第20条、第96条 関税法施行令第1条、第 18条、第96条 関税法基本通達20-1	外国貿易船の船長は、税関長の許可を受けた場合を除くほか、当該外国貿易船等を不開港に出入させてはならない。 不開港出入の許可は、原則として、外国貿易船等が開港を經由して不開港に出入する場合に限りに行うものとする。	現在、不開港、検疫未指定港である指宿市山川港特定区に外地及び外地寄港船(日本船)から漁獲積載物を運搬する輸入船、外国往來船、運搬船に限定して、直接入出港できるよう、開港、無検疫指定港の認定を構造改革特区にて規制緩和する。	現在、不開港・検疫未指定港である指宿市山川港を構造改革特区における規制の特例措置により、水産物積載船に限定する開港及び無検疫指定港としたい。 輸入船・外国往來船及び運搬船等が本港に直接、入港・荷揚げすることが可能となれば、船舶の燃油消費量と入港時における開港(谷山港)までの往復時間を削減することができ、それに伴い、荷揚げ船の山川港への入港機会が増加することから、地元漁業産業であるかつお加工品の振興と安定供給に努めるとともに、地場産業・関連産業における地元雇用の促進と地域商店街の振興を目指す。 提案理由： 現在の指宿市山川港は不開港及び検疫未指定港の為、薩摩半島の最南端、錦江湾の入口に位置する本港を遠回り、開港及び検疫指定港である鹿児島市谷山港に一時入港、税関手続き及び検疫を受け、再度、山川港に引渡し入港水揚げをする状況である。 直接本港に入港する場合と比較すると、山川～谷山港間の燃油消費量1回当り往復で約1.5kl、往復航海時間約4～6時間を余分に要することになり、周年を通じ入港する船舶にとっては大きな時間のロスや負担が生じることから、船主・商社からは山川港への直接入港が求められているところである。こうしたことから、構造改革特区にて関税法及び検疫法の規制緩和を図りたい。 代替措置： 上記提案理由に基づき、密輸防止、不法侵入等においては、当組合及び各関係機関(税関・指宿市・警察・保安署・消防・病院等)と連携を図り、監視体制の強化、緊急時における連絡網組織体制の構築を実施する。			関税局・税関では、開港に税関職員を集中させ、船長に対する入港尋問及び船内検査等を実施するための取締体制を整備し、外国貿易船の入港をこのような体制の整備された開港に集中させることを原則とすることにより、限られた人員の下で、外国貿易船に対する取締りの実効性の確保を図っている。 このため、不特定多数の船舶の入港や不特定多数の荷主が所有する貨物への取締り対応が困難であることから、税関では不開港への外国貿易船の直接入港を原則認めず、一旦、取締体制の整備されている開港において税関手続を行い、当該船舶の状況を把握した上で、不開港への出入の許可を行うこととしている。 これらのことから、取締体制が整備されておらず、現在、不開港である山川港への外国貿易船の直接入港を認めることは極めて困難であり、したがって当該提案を受け入れることはできない。		1 0 0 6 0 1 0	山川町漁業協同組合、山川水産加工業協同組合	鹿児島県	財務省